

# ○熊本県税条例施行規則第23条の2第2項 に定める知事の認定手続に関する要項

(平成14年3月29日)

熊本県税条例（以下「条例」という。）第69条に基づく熊本県税条例施行規則（以下「規則」という。）第23条の2第2項に定める認定手続に関し、本要項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本要項は、条例第69条に基づき規則第23条の2第1項に定める要件のすべてに該当する競技会で「知事が認定したもの」についての認定手続を定めることを目的とする。

（認定の手続）

第2条 前条に定める競技会の認定手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 競技会の主催者は、当該競技会の開催日（指定練習日の定めがある場合には、その指定練習日の初日）の30日前までに、知事に対し、以下に定める書類を添付して、「青少年の競技力向上を目的として行われる競技会認定申請書」（別記第1号様式）を提出する。
  - ア 当該競技会の大会要綱
  - イ 当該競技会の見込み参加者数が確認できる書類
  - ウ 規則第23条の2第1項第4号に規定する「青少年の競技力向上を目的の一つとし営利を目的としない団体」（以下「ウ号団体」という。）の定款規約及び前年度の決算書の写し
  - エ ウ号団体が後援等を行うことについて承諾したことを証する書類及びウ号団体が当該競技会における大会役員及び審判員としてウ号団体に所属する者を派遣することを証する書類
- (2) 知事は、前号の申請があった場合、規則第23条の2第1項各号の要件のすべてに該当するかを審査し、適当と認めるときは、主催者に対し「青少年の競技力向上を目的として行われる競技会認定書」（別記第2号様式）を交付する。

なお、適当と認められない場合は、理由を付して文書により主催者に通知する。
- (3) 前号に定める認定書の交付後、第2条第1号イにいう見込み参加者数が規則第

23条の2第1項第3号に定める人員を下回る事態が生じた場合には、知事は、当該競技会の開催日の前日までに前号に定める認定を取消することができる。

(規則第23条の2第1項第4号に規定する団体の取扱い)

第3条 規則第23条の2第1項第4号に規定する「青少年の競技力向上を目的の一つとし営利を目的としない団体」とは、次の要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 当該団体の定款規約等において青少年の競技力向上を目的とすることが認められる規定が定められている団体であること。
- (2) 当該団体が、法人税法第4条第1項及び第2項に定める納税義務者に該当しない団体であること。

#### 附 則

(施行期日)

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

別記第1号様式

受付印

年 月 日 熊本県知事 様	申主 請催 者者	所在地	
		名称	印 (電話)
青少年の競技力向上を目的として行われる競技会認定申請書			
下記競技会について、熊本県税条例第69条第1項第4号に規定する青少年の競技力向上を目的とする競技会として認定くださるよう、熊本県税条例施行規則第23条の2及び「熊本県税条例施行規則第23条の2第2項の規定に係る競技会認定要項」第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。 記			
競技会名			
開催日			
指定練習日			
開催地 (ゴルフ場名)			
必要とする添付書類	1 本競技会の大会要綱 2 本競技会の見込み参加者数が確認できる書類 3 青少年の競技力向上を目的の一つとし営利を目的としない団体が本競技会の後援等を行うことを証する書類及び当該団体が当該競技会における大会役員及び審判員として当該団体に所属する者を派遣することを証する書類 4 青少年の競技力向上を目的の一つとし営利を目的としない団体の定款規約等及び前年度の決算書の写し		

別記第2号様式

<p>青少年の競技力向上を目的として行われる競技会認定書</p>	
<p>税第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p> <p>熊本県知事</p> <p>下記競技会については、熊本県税条例第69条第1項第4項に規定する青少年の競技力向上を目的として行われる競技会であることを認定します。</p> <p>記</p>	
<p>競 技 会 名</p>	
<p>開 催 日</p>	
<p>指 定 練 習 日</p>	
<p>開 催 地 (ゴルフ場名)</p>	
<p>摘 要</p>	